

発委第 1 号

安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項及び八雲町議会会議規則（平成 17 年八雲町議会規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 6 日

提 出 者

文教厚生常任委員会委員長 赤 井 睦 美

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

安定的な地域医療の確保に向け公立病院等への財政支援を求める意見書

地方においては、人口減少が激しいうえ、昨今の急激な人件費の増加、エネルギー等光熱水費及び食材料や資材価格の高騰なども相まって、現在の医療機関、とりわけ公立病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがある。特に、これらの高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関に大きな影響が出ていることも事実である。

また、地域を守るためには、安定的な医療の確保は必要不可欠であります。診療報酬は全国一律であるのに対し、かかる費用、とりわけ医師をはじめ医療従事者の確保に要する費用は地域差があり、現在財政支援はあるものの、これですべて補うことは困難であることから、小規模自治体にとっては多大な負担となっている状況にある。

これらの状況の下、他の一般の分野では、価格転嫁という手法も取られるところであるが、公定価格により運営する医療機関は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬の設定が必要である。

よって、国においては、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう診療報酬のあり方をはじめ、地方財政措置の拡充、さらには、国による臨時的な補助制度の創設も含め、公立病院等への財政支援について、戦略的かつ継続的に対処するよう次の事項について強く要望する。

記

- 1 賃上げ並びにエネルギー、原材料及び資材価格の高騰に対する支援
- 2 医師をはじめとする医療従事者の確保に対する支援
- 3 地域の診療体制の維持に対する支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月6日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）